

V 退職会員互助制度

退職会員互助制度とは、退職された皆様の相互扶助によって、退職後（現職の互助会員資格喪失後）医療費の自己負担軽減を図るための任意加入の制度です。また、この制度では、退職後の健康管理、生きがいの充実に資するよう、人間ドック補助、講演会、観劇会、スポーツ観戦、教養講座等の各種厚生事業を実施しています。

制 度 の 内 容

(1) 療 養 費 の 支 給

会員本人が病気等のため保険医療機関で診療を受けた際に、窓口で支払った健康保険適用自己負担額（公費負担、高額療養費その他法令等により還付を受ける額は除き、従来の70歳未満「区分ウ」、70歳以上「一般」区分のときの高額療養費自己負担限度額を限度とする*。）の55%の額を、会員からの請求により給付します。

*給付対象の詳細については、3ページ「療養費算定基準」を参照。



(2) 厚 生 事 業 の 実 施

- ・人間ドック補助 会員本人が人間ドック又は脳ドックを受診したときは、自己負担の一部を補助します。補助対象者は、会員からの申込みにより決定します。
- ・観 劇 会 会員とその家族を対象に、歌舞伎、演劇、ミュージカル等を御案内し、会員には観劇料の一部を補助します。団体契約により、家族も割安で観劇できる演目もあります。
- ・ス ポ ーツ 観 戦 会員とその家族を対象に、プロ野球や大相撲観戦等を御案内し、会員には観戦料の一部を補助します。
- ・教 養 講 座 会員を対象に、各種教養講座を実施し、会員には参加費の一部を補助します。
- ・機 関 紙 会員に各種事業の御案内や情報提供のため機関紙（年度内に3回）を送付します。
- ・会 員 の 集 い 退職会員同士の交流と、退職互助制度についての理解を深めていただくために開催します。

(3) 死 亡弔慰金

会員本人が死亡した場合に、遺族からの請求により1万円を給付します。

(4) 会 員 証 の 交 付

会員証で、指定のデパートや割引協定を締結している施設、旅行企画商品等の割引を受けることができます。

※各事業の内容は、年度単位で見直しされ、変更することがあります。

1 加入資格

互助会の会員（以下「現職会員」といいます。）であって、満48歳以上で退職した方。

※加入できるのは、本人のみです（家族は含みません）。

※現職会員資格が継続する場合（フルタイム再任用・臨時の任用職員等）は、継続する期間が終了した後、その資格喪失後の1か月以内に加入手続きが必要となります。

2 入会申込期限

退職後（現職会員期間終了後）1か月以内です。

期限を過ぎますと、退職会員互助制度に加入できません。

3 入会申込方法

上記期限までに「退職会員入会申込書（様式第1号）」にてお申込みいただき、後日送付される払込書により会費を納入してください。

- Web申込の場合

互助会HPの退職会員互助制度の入会申込みフォームから申込み

（右下のQRコード、または、「埼玉県教職員互助会 退職会員互助制度」で検索）

- 郵送申込の場合

「退職会員入会申込書（様式第1号）」を互助福祉担当へ提出



4 会費

初年度年間 53,000円<見込み>（翌年度継続時は50,000円<見込み>）

※会費の額は、給付実績により定めるため変更することがあります。

会費は、毎年、年度当初に納入していただきます。（年度替わりに会費納入の御案内をいたします。）

一度納入された会費の返還は“現職の互助会員に復帰した時以外”いたしません。

なお、会費は確定申告の「社会保険料控除」の対象にはなりません。

（任意継続組合員制度の掛金とは異なりますのでご注意ください。）

5 会員資格の喪失

次の事項に該当した場合は、会員資格喪失となります。

- ①会員が死亡したとき。
- ②退会届を提出したとき。
- ③会費を滞納したとき。
- ④現職会員に復帰したとき。（例：フルタイム再任用になったとき）

6

療養費の請求方法

詳しい制度の御案内や療養費請求に必要な書類等は、会費納入確認後に送付されます。

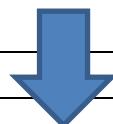
診療を受け、窓口で自己負担額を支払う。



互助会に退職会員療養費を請求

次の①～④の手順となります。

- ①退職会員療養費請求書に必要事項を記入
- ②①の請求書に1か月分の領収書または医療費のお知らせ(コピー可)を貼付
- ③高額療養費や附加給付等の払い戻しがある場合は、その送金通知等も貼付
- ④互助会に送付



互助会から退職会員療養費を給付

原則として、請求書が互助会に到着した月の翌月末に、入会時に登録した口座に振り込みます。

7

療養費算定基準

給付対象・給付対象外

給付対象：健康保険適用の診療分（通院、処方箋、接骨院、入院、手術など）
保険費用負担による装具（コルセット、歩行補助具）

給付対象外：保険適用外（自費）の費用

差額ベッド代、インプラント代、整体費、文書証明料金など
入院時の「食事療養標準負担額」、「生活療養標準負担額」
健診費用（人間ドック、特定検診、健康診断費）
介護保険適用の診療費
※このほかにも、保険適用外の診療費となるものがあります。

給付対象額から除かれるもの・支給対象限度額

国や地方公共団体又は健康保険組合や共済組合等から還付金（医療費の払い戻し金・助成金等）がある場合は、その支給額を除いた額が療養費の支給対象となります。

また、高額療養費については、70歳未満は適用区分「ウ」、70歳以上は適用区分「一般」を支給の限度とし、これより上の区分の方は、この区分に読み替えて支給となります。

※70歳未満「区分ウ」

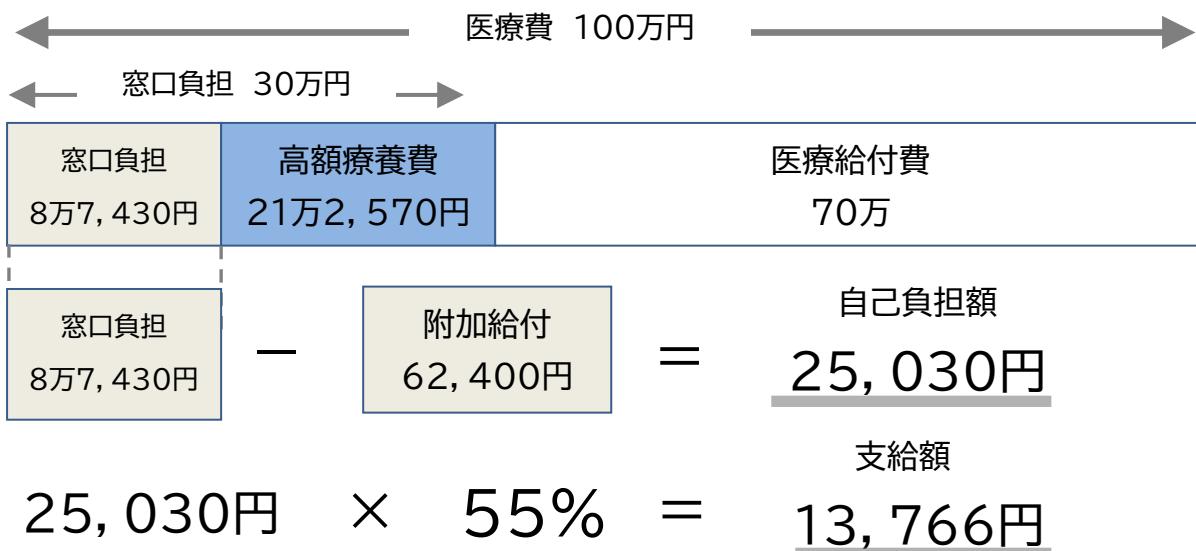
一月一医療機関への支払いが80,100円+（総医療費-267,000円）×1%

70歳以上「一般」

一月外来のみの場合18,000円、入院を含む場合57,600円

《入院時の給付例》

【任意継続組合員（70歳未満適用区分ウの場合）の場合】



病院の窓口で支払った金額が30万円の場合、共済組合から高額療養費として21万2,570円、さらに一部負担払戻金として62,400円が附加給付されます。退職会員互助制度ではそれらの給付額を差し引いた金額 25,030円の55%、13,766円を支給します。

任意継続組合員の場合は、互助会で給付金額の確認ができますが、その他の健康保険にご加入の方は高額療養費や払戻金がある際、ご加入の健康保険へ請求していただくことになります。（自動給付の場合もあり）また、高額療養費としての給付額は所得によって異なり、限度額認定証の適用区分ア～オの5段階に分かれています。ご自身がどの区分に当てはまるのか等、詳しくは、ご加入の健康保険へご確認ください。

会員の声

- ・退職後も医療費の補助や厚生事業があるのは大変ありがとうございます。（60歳代・女性）
- ・通院でも支給してもらえる制度は助かります。（50歳代・女性）
- ・人間ドックの補助はとても助かっています。（60歳代・女性）
- ・医療機関にかかる事が多くなり、このような相互扶助制度は、とてもありがとうございます。（60歳代・男性）